

平成21年10月1日以降に出産される方へ

出産育児一時金は、平成21年10月1日から平成23年3月31日まで

①原則42万円（注）【9月までは原則38万円（注）】になります。

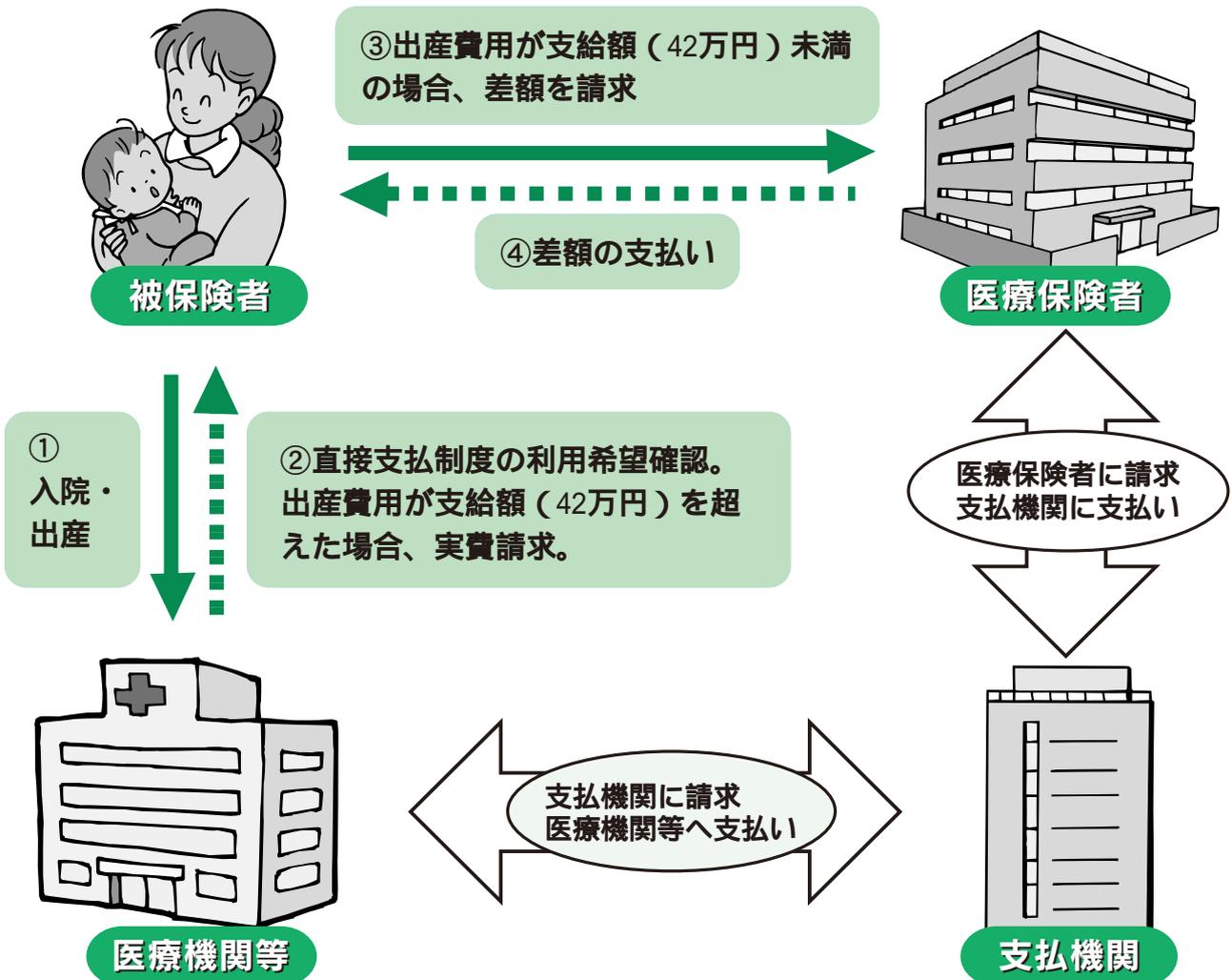
（注）「産科医療保障制度」に加入している病院などで分娩した等の場合に限りです。それ以外は、39万円【9月までは35万円】になります。

②病院等から請求される出産費用について、原則42万円の範囲内で医療保険者から病院等に出産育児一時金を直接支払うこととなります。（直接支払制度）【9月までは、出産費用を病院等に支払い後、申請していただき医療保険者から出産育児一時金を後払いしています。】

直接支払制度を希望されない方は、9月までと同様に後払いを利用することも可能です。

出産費用が出産育児一時金の支給額（原則42万円）未満の場合には、その差額は、世帯主（または被保険者）の方から医療保険者に請求していただきます。

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度



問い合わせ先

市民課 国保年金グループ ☎ 40-5556